

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。※長期入院該当の場合は、申請が必要です。

令和6年3月一部改正

限度額適用認定申請(入院費用)と標準負担額減額認定申請(食事代)

○70歳未満の方

所得区分	総所得金額等	自己負担限度額　3回目まで	4回目以降	食事代 (1食あたり)
上位所得者	ア　901万円超(※)	252,600円＋(医療費－842,000円)×1%	140,100円	490円
	イ　600万円超 901万円以下	167,400円＋(医療費－558,000円)×1%	93,000円	
一般(上位所得者以外の住民税課税世帯)	ウ　210万円超 600万円以下	80,100円＋(医療費－267,000円)×1%	44,400円	
	エ　210万円以下	57,600円	44,400円	
世帯主及び全ての国保被保険者が 住民税非課税の世帯　オ		35,400円	24,600円	230円
		長期入院該当 (過去1年間に90日以上入院)の場合		180円

※指定難病及び小児慢性特定疾病児童等食事代については、1食あたり490円の該当世帯は1食あたり280円となります。

※「オ」の方は、長期入院該当(過去1年間に90日以上入院)の場合、再度申請していただきますと、翌月から1食あたりの食事代が180円になります。

(※) 所得の申告がない場合は、所得区分「ア」とみなされます。

- * 外来分は、同一世帯内で同じ月内に①医療機関ごと②医科・歯科別ごと③入院・外来別ごとに一部負担金を21,000円以上支払ったものが複数あるときは、それらの額を合算して、限度額を超えた分が支給されます。(70歳以上の方の分は、金額にかかわらずすべて合算できます)。
- * 65歳以上で医療療養病棟に入院している方の居住費は、1日あたり370円です。(指定難病の方は0円)

○70歳以上の方

所得区分		外来の自己負担限度額(個人単位)	外来＋入院の自己負担限度額(世帯単位)	食 事 代 (1 食あたり)	備 考
現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得 690 万円以上	252,600 円＋(医療費－842,000 円)×1%		490 円	過去1年間に高額療養費該当4回目からは限度額140,100 円
	Ⅱ 課税所得 380 万円以上	167,400 円＋(医療費－558,000 円)×1%			過去1年間に高額療養費該当4回目からは限度額93,000 円
	Ⅰ 課税所得 145 万円以上	80,100 円＋(医療費－267,000 円)×1%			過去1年間に高額療養費該当4回目からは限度額44,400 円
一般		18,000 円 (年間上限144,000 円)	57,600 円		過去1年間に高額療養費該当4回目からは限度額44,400 円
低所得者 (市町村民税 非課税世帯)	Ⅱ	8,000 円	24,600 円	230 円	長期入院該当(過去1年間に90日以上入院)の場合、再度申請していただきますと、翌月から1食あたりの食事代が180 円になります。
	Ⅰ		15,000 円	110 円	

* 低Ⅰは公的年金控除額を80万円にしても総所得が0円の人(年金は65歳以上の人の税の控除額は一般に120万円)

令和6年6月1日更新